



愛媛労働局発表
平成29年9月8日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 藤田 恭子
室長補佐 三好 健太
(電話) 089(935)5222
(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施しています

-9月、10月は集中的な取組期間です-

愛媛労働局（局長 濱本 和孝）では、平成29年9月から10月にかけて、無期転換ルールの周知や導入促進に関する要請などを行う「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施しています。当キャンペーンは、厚生労働省、全国の各労働局で一斉に行うものです。

労働契約法に定められた無期転換ルールに基づく無期転換申込権の本格的な発生が見込まれる平成30年4月まで、残り約半年となりました。

企業においては、無期転換ルールへの対応にあたっての人事制度の検討や、就業規則などの整備等が必要となることから、早急な対応が必要です。

今回のキャンペーンでは、無期転換ルールへの取組を促進し、円滑な導入を図るため、事業主団体などへの周知・啓発についての協力要請や、事業主・労働者双方からの相談に対応する特別相談窓口の設置などの取組を重点的に実施します。

【愛媛労働局のとりくみ】

- 1 実施期間 平成29年9月～10月（2か月間）
- 2 主な内容 ○事業主団体などに対する周知・啓発への協力要請
○「無期転換ルール特別相談窓口」の設置

事業主の皆様からの無期転換ルール導入に関するご相談や、働く皆様からの無期転換ルールの概要、疑問等に関するご相談に応じます。

<無期転換ルールとは>

平成25年4月1日以降の有期労働契約期間が同一の事業主との間で更新されて、通算5年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルールのことです。

なお、定年後引き続き雇用される有期契約労働者等については、労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

<添付資料>

- 1 はじまります、「無期転換ルール」（リーフレット）
- 2 「無期転換ルール特別相談窓口」（チラシ）